

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年6月29日 |
| 【会社名】 | ミネベアミツミ株式会社 (旧会社名 ミネベア株式会社) |
| 【英訳名】 | MINEBEA MITSUMI Inc. (旧英訳名 MINEBEA CO., LTD.) (注)平成28年6月29日開催の第70回定時株主総会の決議により、平成29年1月27日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長執行役員 貝沼 由久 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役 専務執行役員 依田 博実 |
| 【本店の所在の場所】 | 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長執行役員貝沼由久及び当社最高財務責任者依田博実は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社の連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社を除いたすべての事業拠点を評価の対象としております。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定し、それらの事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、連結ベースの財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについても、個別に評価の対象としております。

3【評価結果に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長執行役員貝沼由久及び当社最高財務責任者依田博実は、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。